

※ 記載して頂いた個人情報は成績管理のために利用致します。

通常の授業クラス				
学 校	コ ー ス	曜 日	時 間 帯	講 師 名
	一発・短期 完全・直対		朝・昼 夜・全日	

		合 計
第一問	第二問	



大原番号			—						氏 名							
------	--	--	---	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--

※大原番号、氏名（漢字）を必ずご記入ください。マスをはみ出さないよう丁寧な記入をお願いします。

Z-75-D 法人税法 第3回実力判定公開模擬試験〔第一問〕答案用紙

問 1

(1)

リース取引の意義

(2)

前提①

リース取引に該当するか否か
上記に対する理由

氏	名

前提②

リース取引に該当するか否か
上記に対する理由

(3)

前提①

(単位：円)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

前提②

(単位：円)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

氏	名

問 2

(1)

氏	名

(2)

(3)

氏	名

問 3

(1)

(2)

Z-75-D 法人税法 第3回実力判定公開模擬試験〔第二問〕 答案用紙

氏 名

問1 交際費等・寄附金

(1) 当期の「別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書」を示しなさい。

支出交際費等の額 (8の計)	1		損金算入限度額 (2)又は(3)	4	
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2				
中小法人等の 定額控除限度額 (1)の金額又は800万円 $\times$ 12/12 相当額のうち少ない金額	3		損金不算入額 (1)-(4)	5	
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額	
	6	7	8	9	
交 際 費					
売 上 割 戻 し					
預 り 金					
福 利 厚 生 費					
計					

氏	名

(2) 当期の「別表十四（二） 寄附金の損金算入に関する明細書」を示しなさい。

公益法人等以外の法人の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額	1	
		特定公益増進法人等に対する 寄附金額	2	
		その他の寄附金額	3	
		計 (1)+(2)+(3)	4	
		完全支配関係がある法人に対する 寄附金額	5	
		計 (4)+(5)	6	
	所得金額仮計		7	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7)		8	
	同上の2.5/100相当額		9	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額		10	
	同上の月数換算額 (10)×12/12		11	
	同上の2.5/1,000相当額		12	
	一般寄附金の損金算入限度額 ((9)+(12))×1/4		13	
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算	寄附金支出前所得金額の6.25/100相当額 (8)×6.25/100		14	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額の月数換算額の3.75/1,000相当額 (11)×3.75/1,000		15	
	特定公益増進法人等に対する 寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15))×1/2		16	
特定公益増進法人等に対する 寄附金の損金算入額 ((2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)			17	
指定寄附金等の金額 (1)			18	
国外関連者に対する 寄附金額			19	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)－(19)			20	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)－((9)又は(13))－(17)－(18)		21	
	国外関連者に対する 寄附金額 (19)		22	
	完全支配関係がある法人に対する 寄附金額 (5)		23	
	計 (21)+(22)+(23)		24	

氏 名

(3) 交際費等・寄附金に関して、「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

問2 株式の譲渡

(1) 当社における乙社株式の譲渡に係る税務上の処理を示しなさい。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

(2) 乙社における自己株式の取得に係る税務上の処理を示しなさい。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

氏 名

(3) 当社の株式の譲渡について、「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」、「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一) II 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

【別表五(一) II 資本金等の額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当期の増減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
		減	増	

氏 名

問3 固定資産の譲渡

- (1) 当該取引に係る丙社の税務上の仕訳を答えるとともに「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【丙社の税務上の仕訳】

借 方	金 額	貸 方	金 額

【丙社の別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

【丙社の別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

- (2) 当該取引に係る丁社の税務上の仕訳を答えるとともに「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【丁社の税務上の仕訳】

借 方	金 額	貸 方	金 額

氏 名

【丁社の別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

【丁社の別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

(3) 当該取引に係る当社の税務上の仕訳を答えるとともに「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【当社の税務上の仕訳】

借 方	金 額	貸 方	金 額

【当社の別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

【当社の別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

氏	名

問4 研究開発

(1) 当期における圧縮限度額、減価償却限度額及び積立限度額(特別償却準備金)を、その計算過程を示しつつ算定しなさい。

区分	計算過程
圧縮限度額	
償却限度額	
積立限度額	

(2) 当期における決算書原案に対する修正仕訳及び申告調整を示しなさい。なお、圧縮額及び特別償却準備金については繰越利益剰余金を取崩す方法により計上するものとする。

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

氏 名

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

(3) 当期における試験研究費の特別控除について、その計算過程を示しつつ用紙に従い、算定しなさい。

① 試験研究費の額
② 比較試験研究費の額
③ 増減試験研究費の額
④ 増減試験研究費割合
⑤ 税額控除割合
⑥ 中小企業者等税額控除限度額 ①×⑤＝

氏 名

問5 租税公課

(1) 当期の「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区分		総額	留保	社外流出
加算				
減算				
仮 計		記載不要	記載不要	記載不要

(2) 当期の「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

区分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
未 納 法 人 税 及び未納地方法人税	△	△	中間 △	△
			確定 △	
未 納 住 民 税	△	△	中間 △	△
			確定 △	
差 引 合 計 額				